

**平成30年第3回七戸町議会
決算審査特別委員会
会議録（第3号）**

○招集月日 平成30年 9月11日
○開議日時 平成30年 9月19日 午前10時00分
○閉会日時 平成30年 9月19日 午後 0時07分

○出席委員（15名）

委員長	松本祐一君	副委員長	附田俊仁君
委員	二ツ森英樹君	委員	小坂義貞君
委員	澤田公勇君	委員	听清悦君
委員	岡村茂雄君	委員	佐々木寿夫君
委員	瀬川左一君	委員	盛田惠津子君
委員	田嶋弘一君	委員	田島政義君
委員	中村正彦君	委員	白石洋君
委員	三上正二君		

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議長 田嶋輝雄君

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	似鳥和彦君
総務課長	高坂信一君	支所長 (兼庶務課長)	加藤司君
企画調整課長	中野昭弘君	財政課長	金見勝弘君
地域おこし 総合戦略課長	田嶋邦貴君	会計管理者 (兼会計課長)	田嶋史洋君
税務課長	附田敬吾君	町民課長	天間孝栄君
社会生活課長 (兼城南児童館長)	小山彦逸君	健康福祉課長	氣田雅之君
商工観光課長	附田良亮君	農林課長	鳥谷部勉君
建設課長	仁和圭昭君	上下水道課長	原田秋夫君
教育長	附田道大君	学務課長	八幡博光君
生涯学習課長	鳥谷部慎一郎君	世界遺産対策室長	甲田美喜雄君

中央公民館長 (兼南公民館長・ 中央図書館長)	高 田 浩 一 君	農業委員会会長	天 間 俊 一 君
農業委員会事務局長	高 田 博 範 君	代表監査委員	野 田 幸 子 君
監査委員事務局長	原 子 保 幸 君	選挙管理委員会委員長	新 館 文 夫 君
選挙管理委員会事務局長	天 間 孝 栄 君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	原 子 保 幸 君	事 務 局 次 長	中 村 孝 司 君
---------	-----------	-----------	-----------

○会議を傍聴した者（2名）

○会議の経過

○委員長（松本祐一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は15名で、定足数に達しております。

したがいまして、決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより、9月14日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

本日の審査日程は、お手元に配付したとおりです。

これより、14日に引き続き、平成29年度七戸町一般会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

それでは、180ページ、9款1項1目常備消防費から、188ページ、10款1項6目町費負担臨時教育費まで、発言を許します。

15番。

○委員（三上正二君） 180ページ、消防費の9款1項2目1節の報酬、団員の報酬なのですけれども、これはいいとしても、今、消防団の団員の定数割れはどこどこしているのですか。それはいい。

今なかなか若い人は入る人もありませんので、前に幹部の人たちは定員としたはずなのですけれども、この前の敬老会でも、盛年式も70歳から75歳に延ばすくらいだから、消防団の団員の定年ももうちょっと、団員全体を延ばしてはどうでしょうか。幹部だけではなくて。そうでないと団員を集めるというのはなかなか難しいと思うのですけれども。

○委員長（松本祐一君） 総務課長。

○総務課長（高坂信一君） お答えいたします。

町の条例による消防団員数は255名でございます。平成30年4月1日現在244人と。定数から11人の減となっております。ただ、今年度新しく7名入りましたので、差し引き4人の減という状況でございます。

それで、定年といえますか、現在は幹部が68歳、幹部以外の団員は65歳というふうになっております。これを延ばしたらどうかという御意見でございますが、前に年齢を延ばした経緯もありまして、これをまたさらに、今現在、すぐというわけにはいかないと思いますが、その辺、他市町村との絡みといえますか、中部ですので、当然東北町との関係もございまして。その辺も今後話し合いながら、この問題について検討していきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（松本祐一君） 15番。

○委員（三上正二君） 前のときには幹部についてだけを延ばしたのです。ただ、そういうときというのは、改正絡み、誰が団長になりたいとか、いろいろな問題があると問題があるのです。ところが今のところはそれもないようだし、やるとするならば、政争が余らないときに、幹部の人たちではなくて、一般団員の人たちも延ばしたらどうかということ

なのですけれども、その辺。

○委員長（松本祐一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 前回のときの幹部の延長のときは、実は後でいろいろ問題が、お叱りも受けました。消防団員の報酬もそうですし、常に東北町と連携をとりながら、調整をしながらやっていますので、その辺は相談をしながら。確かにおっしゃるとおり、65歳というとは今はまだまだ非常に若い、体力もあるということです。

定員にもう少しという状況で、女の人も団員にしたかどうかというお話も実はあります。後方支援と。ただ、実際の現場では余り働けないということもありますけれども、後方でいろいろな支援活動もあるということもあります。だけれども、定年の延長というのも含めて、東北町と相談をしながら検討したいと思います。

○委員長（松本祐一君） よろしいですか。あと、ございませんか。

10番。

○委員（田嶋弘一君） 185ページの10款1項2目7節のところで、スクールソーシャルワーカー賃金ということで、賃金的に結構、予算と決算が食い違うのだけれども、特別に何かあったときに動くような体制のものなのかをお伺いいたします。

○委員長（松本祐一君） 学務課長。

○学務課長（八幡博光君） それではお答え申し上げます。

スクールソーシャルワーカーは、御存じのとおり、賃金としては日額8,525円、そのほかに通勤手当、時間外手当、期末手当、旅費、臨時職と同じような取り扱いでございます。

業務については、日勤の業務上、いろいろ各学校、それから保護者、皆さんからいろいろな要望、それから対応しなければならぬ事案で日中動きます。そのほかに土日、この子に対しては手厚く保護しなければいけないとなれば、運動会するときであり行事のときであり、そこに出向いて行って、家族、保護者、子供と一緒に行動をとることもございます。その分については、代休扱いといういろいろな対応をしていますが、実際ところ、予算に比して大分開きがあると申されておりますが、さほど開きはございません。ほとんど予算に対する決算額で対応し切れている状況でございます。ただ、日額でございますので、出た部分についての差異は生まれています。

以上です。

○委員長（松本祐一君） 10番。

○委員（田嶋弘一君） 特別支援教育支援員賃金のほうは、これはどういうふうな形になっていますか、同じですか。

○委員長（松本祐一君） 学務課長。

○学務課長（八幡博光君） 特別支援員については、賃金は、勤務時間1時間につき1,000円でございます。プラス通勤車賃の部分と旅費規程がある対応でございます。

以上です。

○委員長（松本祐一君） 10番。

○委員（田嶋弘一君） もう一つ、13節のQU検査委託料という、QUというのがちょっとわからないのですけれども。

○委員長（松本祐一君） 学務課長。

○学務課長（八幡博光君） これは、平成28年度までは、各学校で行っていた検査です。平成29年度から委員会のほうでまとめて1回分を、児童理解・指導検査でございます。それを予算化して、当初予算でも皆さんに御説明したとおりでございます。

○委員長（松本祐一君） 10番。

○委員（田嶋弘一君） 187ページの10款1項、事務局費2目19節の一番下にある、町特色ある学校づくりということであったのですけれども、スタートがたしか平成25年からだったか定かではないのですけれども、当初120万円でスタートして、そのかわりに、その前は、思いやり事業ということで、昨年度までは思いやり事業ということでやっていたのですけれども、このたびは、特色ある学校づくりと名前が変わっただけけれども、思いやりと特色ある学校づくりとどこが違うのか。

○委員長（松本祐一君） 学務課長。

○学務課長（八幡博光君） 特色ある学校づくり推進事業でございます。これは、平成28年度から100万円計上してございます。結果的に剰余金が生じた部分は返してもらうということで端数が出ている状況になってございます。

内容としては、各小中学校が通常の授業では行えない、各学校でこういう形でのいろいろな事案、特色のあるものの活動をするために活用できる、教科の教材費や外部講師に対する謝金など柔軟に対応できるものを予算化して、小学校4校には60万8,000円、中学校2校には31万1,000円を補助金として配布してございます。平成29年度は91万9,000円はお返しただいてございます。

○委員長（松本祐一君） 10番。

○委員（田嶋弘一君） 要は、学校で学ばないものをやると。思いやりが特色あるということに名前を変えたという話を私はしているのです。

○委員長（松本祐一君） 学務課長。

○学務課長（八幡博光君） 大変申しわけございません。名称が平成29年度から変更になりました。大変申しわけありません。

○委員長（松本祐一君） 10番。

○委員（田嶋弘一君） だから、平成29年度から特色というふうに、思いやりから変わったのだけれども、どこが違うのか、ただ名前を変えても内容は同じということではないのですか。

○委員長（松本祐一君） 学務課長。

○学務課長（八幡博光君） 具体的な内容は同じでございます。

○委員長（松本祐一君） あと、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本祐一君) 次に、188ページ、10款2項1目学校管理費から、196ページ、10款4項1目幼稚園費まで、発言を許します。

10番。

○委員(田嶋弘一君) 190ページ、10款2項2目、教育振興費のところの20節、一番最後に給食費援助費があるのだけれども、ここは小学校だと思うのだけれども、小学校の当時予算を組んだときの人数と、何で250万円、予算と決算が違うのか。人数と、違う理由を一つお願いします。

それから、中学校も同じなのですが、中学校のほうに行けば、192ページの18節、図書購入費とあるのですが、毎年同じ金額、まず崩れない、ちょうど90万円、100万円という形なのですが、普通、決算というのは何円何十銭とつくのが、いつも90万円、ちょうどとなっているのだけれども、これは相手側の交渉で、じっくりいくように90万円とか、もう一つ図書購入費のほうがあるのだけれども、その三つ、一気にお聞きいたします。

○委員長(松本祐一君) 学務課長。

○学務課長(八幡博光君) お答え申し上げます。

まず、小学校でございますが、当初690人分200食を予定してございます。中学校のほうも同様でございますが、中学校のほうでは350人分の200食を予算計上してございました。皆さんの御存じだと思われまます。天中の腹痛事案がございまして、5日間全校の給食がストップされました。それとプラスで、各学校のインフルエンザとかが大量発生した場合に休校がございまして。そういった部分で、一律ではございませんが、欠食扱いをすることになります。

ちなみに、風邪でどこの学校が何食かというのは今申し上げられませんが、小学校であれば、例として、先ほどの5食プラス3食、トータル的に8食が欠食になってございます。額とすれば248円の8食の、実人数でいくと671名、これが130万円以上の額が減少になるという状況でございます。

中学校は、予算に比して1名減でございますが、先ほど申し上げましたように、5食プラス両校の欠食部分を計算した分が減額になってございます。

図書購入費でございますが、請求、領収証を全て確認いたしました。このとおりの金額でございます。操作はございません。

○委員長(松本祐一君) 10番。

○委員(田嶋弘一君) 図書購入費に関しては、ほかの科ではそれなりに、何円までついているのだけれども、学校に関しては、いつもお願いしているところなので、端数は切って勝負するかと思います。

給食の問題でありますけれども、まず、減額というふうになっているのだけれども、急遽このたびということで、給食センターでは前準備ということがあるので、本来であれ

ば、食材を買って仕度をしたら、当日だめだと言えば廃棄になるわけです。我が町としては、納めなければならないという義務が私はあるように思うのですけれども、その辺は関係ないのですか。

○委員長（松本祐一君） 学務課長。

○学務課長（八幡博光君） センターと要綱で取り決めがございまして、大変申しわけございません、今手元にないので。たしか前日の何時までに欠食届けを出さなければその分の料金が発生するという取り決めになってございます。したがって、それをしっかり守りまして、届け出を出せば全額をゼロにすることが可能です。

○委員長（松本祐一君） 10番。

○委員（田嶋弘一君） 普通であれば給食センターは朝一番で動き出すから、前日の準備なわけです。当日のと言われても、買い出しは、委託業者は前日の市場に行っていると思うのですけれども、その辺に関しては、負担は我が町というふうを感じるけれども、人数もお聞きしたから、大体こういう計算ということで、中学校、小学校、大体500万円ぐらいの差額が出ても当たり前なのかなと。ただ、その辺の内容がよく、500万円というあれがあるから、人数の把握が間違っているのではないかなと。これが毎年、去年も見ただけでも、去年も大体それぐらいの差がある。インフルエンザが毎年あったのかは私も定かではないのだけれども、平成28年度もそういう決算になって不思議に思ったので、今お聞きいたしましたけれども、答弁がそういうことであれば、よくわかりました。

○委員長（松本祐一君） あと、ございませんか。

4番。

○委員（听 清悦君） 192ページから193ページ、10款3項1目13節、天間林中学校運動場等環境維持管理業務委託料について伺います。

天間林中学校は、見てのとおり校地面積が広いので、校内の草刈りは用務員だけでは大変だという話は聞いていました。この管理業務委託料は、予算では333万3,000円でしたが、決算では267万9,342円となっています。65万円弱が減となっていますけれども、予算作成時のときの積算方法と積算根拠と、経費削減できた理由を伺います。

○委員長（松本祐一君） 学務課長。

○学務課長（八幡博光君） お答え申し上げます。

まず、委員が発言なさいました予算額は、平成30年度の予算の額でございます。対比はちょっと難しいと思います。実際の予算額は、平成29年度は356万8,000円です。したがって、決算額は88万8,658円の減となります。当初の積算では、天間林運動公園の管理業務の状況と同じく、天中になりまして学校管理になりましたが、その前の年は運動公園の管理業務でございまして、そのときの週4回の作業を予算計上しておりました。ところが平成29年4月1日の契約時には、内容をいろいろ精査した上で、1回減らしまして週3回の作業内容とした分が減額になりました。

なお、この予算額については、飛び出しの1年目でしたので、不都合が起きるやもしれないということで、予算はそのままにしておきました。そして平成30年3月30日に専決処分し、予算額は、対応分が88万8,000円を減額してございます。

以上です。

○委員長（松本祐一君） 4番。

○委員（昕 清悦君） それまで運動公園だった管理にかかった経費は、1年目なので念のためにそのまま見たということだったと思いますけれども、私は、てっきり用務員がその一部の仕事をやるようになった分が削減できたのかなと思ったのですけれども、それは全くないのかというを1点伺いたいのと。週3回でもいいとすれば、来年はこの決算と同じような金額でいけるのかなと思っています。

まず、その1点です。用務員の草刈りといった部分も経費削減に効果が上がっているのか、そこは仕事上きれいに区別されているのか伺います。

○委員長（松本祐一君） 学務課長。

○学務課長（八幡博光君） 学校用務員は、昕委員、次にまた質問されるかと思うのですが、シルバー人材センターにお願いしているエリアと全く別でございませぬ。そして、用務員は、草刈り業務をお願いしているわけではございませぬ。学校のもろもろの用務、それは毎年精査しているわけではございませぬが、その内容とするのは、用務員業務仕様書というのを町で作成してございませぬ。それは毎年点検しながら、必要、不必要を確認しながら仕様書をつくってございませぬ。それに基づいて、1日の中で、必要があれば草刈りも環境美化として必要になるという定員でございませぬ。

以上です。

○委員長（松本祐一君） 4番。

○委員（昕 清悦君） 私が小学校のPTAの役員をやっているときに、環境委員会で、年1回でしたけれども、草刈りとか花壇の草取りを奉仕活動としてやっていたけれども、多少PTAもそういった活動をすることによって、ここの経費、週3回のところが1回分省けて、削減にはなるのかなと思っていますけれども、平成29年度は、PTAのほうの奉仕活動があったのかどうかわかりませぬけれども、その部分の効果というのはあったのか、ないのか、わかれば伺います。

○委員長（松本祐一君） 学務課長。

○学務課長（八幡博光君） PTAの方々が奉仕で草刈り作業とか除草作業をされたという、その実態については今手持ちにございませぬ。お答えできません。

○委員長（松本祐一君） 4番。

○委員（昕 清悦君） 190ページから191ページの10款2項1目13節、学校用務員業務委託料と同じ内容になりますのでまとめて伺います。192ページ、193ページのほうは、中学校の学校用務員業務委託料とあります。小学校用務員業務委託料は、予算と比較すると、決算のほうは34万円弱ふえていて、中学校のほうは20万円減となっ

ています。予算作成時の金額の積算方法と積算根拠、その増減の理由を伺います。

○委員長（松本祐一君） 学務課長。

○学務課長（八幡博光君） お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたが、庁委員の予算額は平成30年度の予算額でございまして、確認いただければわかると思いますが、決算額と同額でございまして、差異はございません。

以上です。

○委員長（松本祐一君） 4番。

○委員（桁 清悦君） 金額はわかりました。

あと、学校用務員6人平均の年間労働時間と、それから計算した場合の時給の金額を伺います。

○委員長（松本祐一君） 学務課長。

○学務課長（八幡博光君） お答え申し上げます。

町では、用務業務仕様書、先ほども申し上げましたが、作成してございます。それに基づき、委託先で業務請負計算書を作成してございます。業務時間は、平日は、用務員は原則7時から15時30分まで、土日、祝日、年末年始は、原則として休み。ただし、学校運営上の都合上、変更することがあると規定してございます。学校によっては終業日が異なること、また、委託料の積算が時給でないことから、年間平均労働時間と時給については計算できません。

以上です。

○委員長（松本祐一君） 4番。

○委員（桁 清悦君） 今、計算できないということでしたけれども、平日、7時から15時30分までというのを全部合計すれば年間の勤務時間ということが出るかと思いません。そこが計算できないという理由がちょっとわからないのですけれども。

○委員長（松本祐一君） 学務課長。

○学務課長（八幡博光君） 先ほども申し上げましたが、委託料の積算は時給ではございません。ですから、1時間幾らで、何時間で幾らの月の給与であるという計算はちょっとできかねます。

○委員長（松本祐一君） 4番委員、ちゃんと調べてから質問していただければ幸いなのですけれども。続けます。

4番。

○委員（桁 清悦君） 勤務時間は7時から15時半までということを決めているとすれば、単純にその時間掛ける日数を年間の労働時間というふうに、こちらが計算すればそれでいいということですか。私は合計の年間の労働時間を聞ければいいと思ったのですけれども。

○委員長（松本祐一君） 休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○委員長（松本祐一君） 休憩を解いて、会議を開きます。

4番。

○委員（听 清悦君） 私の質問が何を狙いとしているのか見えていないということですので、一般質問と関係があつて、一般質問のときも細かい数字は決算のときに質問するというところで終わっていましたがけれども、町として、株を持っている南部縦貫の経営の効率化を図るといったときに、従業員がただ立っている状態でいないか、勤務時間中効率よく働いているところまで見れないと、実はそういった提案もできなくて、むしろ社長が見落としている部分まで指摘できなければならぬぐらい大変な作業だと思っています。それをなくしようと思えば、一番簡単なのは、完全に民営化してしまえばいいわけですがけれども、そうではなくて、町も関与していくとなれば、こういったところも、町の財政の負担になる部分ですから、用務員が本当にこの報酬で妥当なのかどうか、そこもきっちり中身を見て、この金額で契約しているのかというところを確認していく必要があると思っていますので聞いているのです。

そうすれば、用務員業務仕様書というのを作成して、町としては、その中身を委託先のほうがつくったものを、ほかと比較しても同等、あるいはそれ十分安い金額で出してくるというふうに判断しているのか伺います。

○委員長（松本祐一君） 学務課長。

○学務課長（八幡博光君） 資料を提示することはできないと思いますが、これが学校用務員の業務仕様書でございます。ちなみに、中学校、小学校全ての業務内容が記載されてございます。この業務内容の仕様書を委託先であるところに示しまして、委託先では、1人当たり、ここには小学校全員の2名分が記載されてございます。听委員御存じのとおり、縦貫の職員ですから、年齢によって給与が違います。同じ給与の方が同じく六つの学校にいるわけではございません。その方たちの、用務員として派遣いただける方々の本俸から何からを全て、月額給与から諸手当全てを集計したものが計算書になります。この計算書を町としては、全体、縦貫からいろいろな業務をやっていますので、見合わせて確認して、最善のものとして契約を結んでございます。

以上です。

○委員長（松本祐一君） 4番。簡略をお願いします。

○委員（听 清悦君） 仕様書というのは、発注する側のほうがつくるもので、それに対して幾らでうちはやれるかというのを出す場合に、ここがやはり随意契約の問題だと思うのです。その内容であれば、うちのほうがもっと安い金額で請け負えるというところがあるとすると、本来は競争入札でやればいいわけで。

ほかの町民からすると、何で南部縦貫だけになるのだということになるわけです。随意契約ということですから。そこは課長ではなくて町長の判断になると思います。南部縦貫

の人の雇用も守ることも大事ですけれども、それ以外の町民、町が株を持っていない会社の人たち、経営者も従業員の給与をどう上げるかというのを日々考えているわけですから、そこもある程度公平になるように、住民に説明できるようにする必要はあると思っています。でも、すぐ民営化ということでもないようですので、せめてほかから見積もりをとったら、近い金額になるかぐらいは比較していく必要はあるかなと思っていますけれども、今後、用務員については、今までどおりいくのか、それともコスト削減を図る方向で考えるのか伺います。

○委員長（松本祐一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 用務員も含めて、今後のいわゆる縦貫に対しての町の発注の仕方ということになると思うのですけれども、これは町の議会でも今まで申し上げてきました。大分前ですけれども。それから中部の議会でも言ってきましたけれども、黒字化したところは単年度でももちろんそうですけれども、ただ、ようやく債務超過を脱した程度ということで、縦貫の株主の資本というのは4,400万円あるのです。純資産というのが今400万円余りしかありません。というのは、株主から預かった資本債務を食って今まで経営してきたという状況ですから、繰越利益剰余金というのが約4,000万円ちょっとマイナスになっているのです。これが1年、2年の黒字では消えないということで、これをこのまま競争原理を導入すると、それでなくても銀行取引が再開できない状況ですので、ですから、あと何年か待ってくれというのは今までも申し上げていました。これが正常な縦貫の経営状態になると、初めて他との競争というのもある程度視野に入れなければ、そういう不満もあるいは出るかもしれません。だけれども、その辺は県も出資しています、縦貫に対して。それから東北町も野辺地町も十和田市も実は出資してまして、消費税の件が出たときでも、頑張らせると、出資の引き上げはしないからと他の人たちも言ってくれる手前、町としてある程度優先的にこの雇用を守っていくと、これをしていかなければならないと思っていますが、その途中でほかからの見積もりとつけ合わせながら、若干高いのですけれども、許容範囲であれば、これで行けるということでやってきました。ですから、あともう少したつと、ことしの10月で国税の延滞がようやく終わります。延滞税の納付が。これで全て。本当は本税だけ払えば、あとは利息減免という可能性もあるというのは、国税を終わった、税理士の方からも実は情報を得ていましたが、全く違っている。延滞も加算も全てこれですばっと取られました。その辺は、町もある程度頑張って支援していかなければならないというふうに思っています。あとは、平成32年の4月まで固定負債、県信用からの借り入れが毎月四十二、三万円ずつ内払いしています。これが終わると恐らく、非常に銀行取引も再開するだろう。そうなってくると、初めていろいろな新しいものができるというふうに思っていて、あともう少し、ひとつ多目に見ていただきたいと。それが終わった時点で、他からとの一つの競争とか、そういったものを再開できるというふうに思っています。

○委員長（松本祐一君） 町長の今の答弁でどうですか。まだ納得しませんか。

4番。

○委員（听 清悦君） 今の点は納得しました。それについては、これで終わります。

○委員長（松本祐一君） 4番。

○委員（听 清悦君） 今、町長から答弁いただいたので、町が支援が必要な期間というのも私なりに理解できましたので、私も南部縦貫の経営が、とにかく利益を早く生み出すようになってほしいなと思っています。

そこで、一つ私の提案ですけれども、一般質問で申しました部活動指導員ということで、すけれども、年間の報酬を計算すると約100万円前後ということで、募集をかけたなら、この報酬を用意したら専業でやってもいいという人がいるかということ、すごく難しいように思っています。常に安定した収入を得ている人が兼業でできるかどうかというふうに思っています。これを民間の会社をお願いしても、指導できそうな人はいるけれども、協力してくれないかというお願いをしても、民間の会社も労働力の確保で苦勞しているのを考えると難しいと思うのですけれども、南部縦貫であれば、町が出資していることもあるし、学校用務員が学校にいるということとか、教員もよく知っているし、そういったことを考えたら、学校用務員の仕事の一部としてできないのか、その分、今まで用務の仕事のできない部分を、人を補充するか、また、外部に出せるものは外部に出すということで対応できないのかなと思っていますけれども、その辺の可能性については、町長はどう考えるのか伺います。

○委員長（松本祐一君） 学務課長。

○学務課長（八幡博光君） お答え申し上げます。

先ほど听委員もおっしゃいましたが、一般質問でお答え申し上げます。部活動指導員は、役職的に非常勤職員または非常勤の講師の身分になると思われれます。そして、部活動の顧問として技術的な指導を行う。担当教諭と指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等を常に情報交換し、連携し、責任が必要とされる立場の人になります。

将来的には、一般質問でもお答えしましたが、必要な事業と考えているが、実施については検討していきたいと申し述べてございます。

また、学校用務員については、学校用務業務仕様書、先ほどもお知らせしましたが、その内容に示す業務を分割して委託するということは考えようができません。

○委員長（松本祐一君） 4番。

○委員（听 清悦君） 仕様書は町学務課のほうで作成していると思えますけれども、もし用務員を部活動指導員として兼業でやってもらうことが可能だとした場合、その仕様書もそれに合わせて作成することはできるように思うのですけれども、そこができないのか伺います。

○委員長（松本祐一君） 学務課長。

○学務課長（八幡博光君） まず、用務員の仕様書でございますが、ここからこの分を、この項目を何時から何時までとするわけではございません。1日の業務の内容が仕様化さ

れてございます。それから一部を、例えば別の方に何時から何時までお願いすることはまず不可能でございます。まだ規則化、要綱化してございませんので、県のほうも、一般質問で申し上げましたが、部活動指導員については、先ほども申しましたように非常勤の職員または講師、我々と同等の職員になるわけです。町の採用された職員と同等になるわけです。その権利と給与をもらった方に、さらに南部縦貫のほうから町で給与を差し上げるという、これは不可能だと思います。

以上です。

○委員長（松本祐一君） 15番。

○委員（三上正二君） これはどこで聞けばいいのか迷って聞くのですけれども、191ページの10款2項1目13節のスクールバス運行業務委託料、ここでいいのか悪いのか、一般質問するわけにいかないから今言うのだけれども、例えば今、六戸高校、西高は3年後に廃校になることが決まりました。七高も1クラス減になります。これがなくなってからは、幾ら町にやるなどといったってこれは無理です。ただ、この場の中で県立の高校のことを聞くのはどうかなと思ったのですけれども、いずれしても、例えば秋まつりにしろ、七戸町に七高があるということは厳然たる事実です。町の経済的ないろいろな形の中でも盛り上がりがあると思うのです。

ただ、この中で、一番交通の便の悪いのは上北町、東北町なのです。今どれくらい来ているかという、七高に70人ぐらい来ているのです。これがなかなか、例えば1日に1便しかないとか、部活動とかそういうので本当に大変な状況なのです。コミュニティバスみたいな形で、ただ、中部上北の中では七高しかありませんので、八甲田高校もなくなっただし、そういう形のものを何とか行政のほうで、聞くと十鉄あたりにも補助金を出しているという話も聞くし、何らかの形の対策をとる必要はないものでしょうか。この項目の中でいいのか、悪いのかわからないけれども、ただ、いずれにしても、町の形の中の一部の七高であることは確かですけれども、もしお答えができるのであれば、場違いだと言われればやめますけれども。

○委員長（松本祐一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 県立高校の存続と、五戸もかなり検討に検討したみたいですがけれども断念したと。例えばバスで生徒を集めるということで、町のバスをそういうふうに戻すというのは恐らくなじまないというふうに思うのです。これは、他の県立高校との兼ね合いもあると思うのですけれども、今ここではっきり、こうするああするというのは断言できませんけれども、その辺の状況というのも県に行って状況を聞きながら、何としても存続させたいというのであれば、中部との、いわゆる東北町と協議をしながら、果たしてそういう可能性があるのかどうか、それをやった場合に、野辺地高校もあるし三沢もあるしと、いろいろありますので、その辺の兼ね合いもあると。ですから、簡単にこうだと、こうしたいということは申し上げることはできません。一応その辺の可能性というのは探ってみたいというふうに思います。

○委員長（松本祐一君） 15番。

○委員（三上正二君） 確かに、例えば上北町あたりであれば、三沢商業とかそっちのほうが便利なのです。ただ、七戸あたりは、十和田とかそういうのはいいのさ、七高もいい。ただ、上北、東北町を含めて、来るのは本当に便が悪いのです。ただ、さっきも言ったように、なくなってから、何とか残してくれと言ったら、これは難しい話で、その辺は、多分東北町との協議になると思うのですけれども、先般、東北町の町長が話した、なかなか他高に対しても、例えば三沢高校に行っているとか、それに対していろいろな形を考えなければならぬとコメントがありました。ただ、いずれにしても、我が七戸町の七高の場合は、七戸町そのものが少し考えるべきではないかと思しますので、その辺のところ、今すぐに結論は出ないと思しますので、検討してみてください。

○委員長（松本祐一君） あと、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本祐一君） 次に、196ページ、10款5項1目社会教育総務費から、202ページ、10款5項4目中央図書館費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本祐一君） 次に、202ページ、10款5項5目文化施設管理費から、212ページ、10款6項3目中央公園管理費まで、発言を許します。

10番。

○委員（田嶋弘一君） 207ページ、10款5項9目13節、まことに申しわけないのですけれども、当初、平成25年だったと思うのですけれども、去年は、コウモリに若干予算がついていたのですけれども、このたびはないような状況なののですけれども、なぜここで聞いたかと、コウモリに関しても文化財保護費に入ると思うのですけれども、それで間違いないですか。

○委員長（松本祐一君） 世界遺産対策室長。

○世界遺産対策室長（甲田美喜雄君） コウモリについては、文化財のほうでは取り扱っておりません。ただ、コウモリ小屋の管理のほうについてはうちのほうで管理しております。

○委員長（松本祐一君） 10番。

○委員（田嶋弘一君） 平成25年だったと思うのですけれども、たしかコウモリの生態を調べるといことで、私も当時勉強させてもらったのですけれども、そのときにカメラを設置したはずなののですけれども、120万円ぐらいかけて、そのデータがどうなっているのかと。これは、まちおこしにもなるのですけれども、田舎体験では必ずコウモリ神社見学と、他町村から来た人、他県から来た人も必ずコウモリ神社と、自然体を見せるという意味で、街にない特殊なものなののですけれども、そういう意味で、コウモリ神社にカメラを設置した後、どういうふうな状況のデータがあるか教えていただければと。

○委員長（松本祐一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（中野昭弘君） お答えいたします。

たしか平成24年だったかと思いますが、七戸ドラキュラdeまちおこし実行委員会という団体がございます。その会議の中で、アドバイザーという方から、まちおこしのためにコウモリ的小屋にカメラを設置したらどうかという提言があったそうでございます。その提言に基づいて、まちおこし実行委員会の会議のほうで協議いたしまして、事業化しようということで決定されたと。平成25年に実際にカメラをコウモリ小屋のほうに設置しております。設置完了したのが平成25年9月に設置しまして、同年の11月まで町のインターネットで映像を放映したそうです。平成25年当時、私はそこにいなかったものですからわかりませんので。同じ平成25年の11月に、冬になるということもございまして、仮設のケーブルで放映していたものを撤去したと。それからカメラの固定IPアドレス、プロバイダーとの契約、インターネットを利用するための契約ですが、それも解除しているということで、ただ、インターネットには流していないものの、手持ちのパソコンでカメラの映像を保存しているという状況でございました。

その後、有効な活用方法がないのかということで、北里大学の先生のほうにも相談したそうですが、先生いわく、映像という証拠ができる旨の助言を受けたが、必要不可欠のものであるとの意見ではなかったといったことで、このカメラを常設してケーブルを引っ張る場合に、NTTから見積もりをとったところ、設置に関して400万円ほどの経費がかかること。

それと、ドラキュラdeまちおこし実行委員会のほうにも確認、あるいはNPO法人コウモリの保護を考える会のほうへも確認したところ、その映像について具体的な利用方法は考えていないということ等もございまして、平成28年度でカメラを撤去したということになっております。

以上です。

○委員長（松本祐一君） 10番。

○委員（田嶋弘一君） あえて聞きますけれども、本当のまちおこしというのは、ものをつくって興すのではなくて、ある物を生かすというのがまちおこしの一環だと私は思うのですけれども、それが、去年だったと思うのだけれども、全国からグループが北海道、遠いところは九州のほうからも来て、まず、何をしていたかと聞いたら、最初はふんの観察ということで、食事の前にふんの観察をしていたという何を食べているかと。私自身も地元でありながら全く知らない。他町村の人がよく覚えている。よく聞いたら、お産するために集まっているコウモリ、男が1匹もいない。産婦人科なのかなと。それだけお産するのにいい場所なのかなという話から会話が始まっていたのですけれども、こういう全国にないようなものが観光資源になるかと思うのですけれども、当初は100万円ぐらいかけてカメラをつけて、興味がないからみたいない感じで、廃止みたいになっているのだけれども、これからも、地域おこし協力隊でも何でも、今、田舎体験でもコウモリ神社を見学に行き、飛び出す姿を子供たちに見せたりしているのですけれども、何ら意味のないよ

うな行動にあるような感じもするのですけれども、私はこういうのが本当のまちおこしだと思っているのですけれども、町長、これはもう復活しないという意味なのですか。

○委員長（松本祐一君） 町長。

○町長（小又 勉君） カメラは専門家の意見を聞きながらやったということなのですが、ほとんど何が何なのか余りよくわからないような状態ということで、撮しても余りよくわからないということで、それではだめでしょうと。それから、機械自体が物すごい臭気、におい、それで、その辺も余りよくないということだそうでありまして、それで断念したということでもあります。

○委員長（松本祐一君） 10番。

○委員（田嶋弘一君） これから観光資源として一つのプログラムに入れてやるという頭はもうないのですかと聞いているのです。

○委員長（松本祐一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 観光資源には間違いありません。いろいろな人が来ますし、定期的に調査にもおいでになりますし、あるいはまた子供たちも体験プログラムの中の一つとして、そこに回ってそれを見たいということで、これはこれからもそういう形で存続していくということになると思います。

○委員長（松本祐一君） 10番。

○委員（田嶋弘一君） 一つ私のほうからつけ加えて、次に移りたいと思うのですが、コウモリの生態について詳しい方々が、何でここに住んで、産婦人科になっているのかと聞いたら、ほとんどわからないと。私の言い分として、一つが、ニンクを嫌うのがコウモリだというふう印象を受けるのですけれども、ヤマセが吹くと榎林、花松地区のニンクのおいがふーんと来て、普通のときから西から、白石のほうからニンクのおいが来て、それでお産しやすいのかなと真剣に考えていました、その研究員が。なぜここに住みたくなくて、婦人科になったか、雌だけ来る。その理由を今追求しているそうですので、私から地域にいながらそういうアドバイスをしたら、ふーんと考えてふんの検査をしていました。

次に、211ページの10款6項1目の最後のほうなのですけれども、健康増進生涯スポーツ普及事業費補助金、これは、去年あたりまでだったけれども、3年ぐらい続いたかもしれないけれども、大体180万円ぐらいの予算だったけれども、急遽55万円に減ったのだけれども、それでも頑張っている源があると思うのですけれども、内容的にお知らせいただければと。

○委員長（松本祐一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

健康増進生涯スポーツ普及事業につきましては、平成28年度から取り組んでおります事業になります。平成28年度は、むつ小川原産業活性化センターの助成金130万円を活用しまして、主に軽スポーツ、スポーツ吹き矢、キンボール、カローリング、ダーツと

いった軽スポーツの教室を開催しております。

なお、そういった軽スポーツの用具、スポーツ吹き矢、キンボール等を平成28年度に助成金を活用しましてそろえております。

平成28年度の事業内容については、スポーツ吹き矢教室を2回、あと、アスリートフードマイスターを招いてのスポーツ選手の食事管理ということで研修会をやっております。

また、七戸町民スポーツレクリエーション祭もこの事業に含みまして、一つの事業としております。

以上でございます。

○委員長（松本祐一君） 10番。

○委員（田嶋弘一君） 次に、その下、スポーツ少年団の補助金も平成25年から若干ずつ少年団補助金がふえているのですけれども、私にしてみればもっとふえてもいいような感じを受けるのはなぜかという、若い人たちが国体に出られるような活動的なことをしてほしいために言っていることでもありますけれども、そういう意味で、町スポーツ少年団補助金というのは、ある程度ワンステップアップする、国体選手まで育生するというような形の動きがあって、少年団の補助金が上がっているのですか。

○委員長（松本祐一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

スポーツ少年団補助金の大方が活動費となるわけですが、スポーツ少年団18団体でございます。1団体当たりの基本額6万円と、青森県のスポーツ少年団登録団員数の人数に応じて1万円から7万円を上乗せした補助金額ということでしております。

委員おっしゃるとおり、これから活躍するアスリート等を育成する考えがあるのかという御質問ですが、もちろんそういったアスリート、また、有名選手等が七戸町から排出されることを私も願っております。

以上でございます。

○委員長（松本祐一君） 10番。

○委員（田嶋弘一君） そうであれば、これぐらいの決算報告では私は足りない。できれば、我が地区からアスリートが出る形で、もう少し町スポーツ少年団の育成を図ってもらえればと。北海道出身のテニスの女性を見ていると、本当に被災を受けても、あの人を見たら北海道の人がまた元気が出たと。我が七戸も、それぐらいの人材をつくるためには、それぐらいの努力が必要かと思うのですけれども、青森県に国体が来るのですけれども、その辺は、やはり地元から国体選手をこの次から出せるような形で、もう少し町長当局と教育長と話をしてもう少し進めるべきかと思うのですけれども、その辺はどういうふうに考えていますか。

○委員長（松本祐一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 必ずしもお金ではないと思うのですけれども、当然お金も必要だ

ということで、それは教育委員会のほうと、教育長と相談をしながら検討していきます。

○委員長（松本祐一君） ありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本祐一君） 次に、212ページ、11款1項1目現年災農地農業用施設災害復旧費から、223ページ、14款1項1目予備費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本祐一君） それでは、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

6番。

○委員（附田俊仁君） 136ページ、3款2項3目児童館費の賃金のところです。児童館職員の賃金のところなのですが、先ほど将来、子供たちのスポーツについていろいろ意見が出ていると思うのですが、210ページの10款6項1目の町スポーツ少年団補助金、またぐのでこの場でお話を申し上げるのですが、新谷教育長の時代に、小学校の部活動は今後中止して、スポ少の対応に全学校をしますという宣言から、現在の形のスポーツ少年団の活動になっているわけですが、いかんせん、その時代時代で、クラブが元気なときは、スポ少の各団体を見たときに、元気なときと悪いときがある。これというのは何かというと、指導者がいるかどうか、ちゃんとしているかどうか。そのときの父兄の方々が一生懸命かどうかというものに子供たちの活動が左右されているというのは、このごろ見ていて非常に、これは何とかしなければいけないなというふうに考えているところなのですが、児童館の職員の方でスポーツ少年団の指導員をされている方がいるのかどうか伺います。

○委員長（松本祐一君） 社会生活課長。

○社会生活課長（小山彦逸君） お答え申し上げます。

今、児童館の指導員の賃金の中で、子供の指導をしているかどうかということでございますけれども、この指導員といいますのは、各児童館の子供を見るための賃金でございます。そういうふうな子供の指導ということではなく、全体を見るという形の賃金でございます。

以上でございます。

○委員長（松本祐一君） 6番。

○委員（附田俊仁君） 当然の答弁だと思うのですが、結局、自助、共助、公助という三つの大きな組織のあり方の考え方があって、自助というのは、御存じのとおり、自分の子供、自分の家族、共助というのは、同じ組織の中、それをもっと上の段階で、共助を守るために公助というのが当然のことであると思うのです。そのときに、公助の部分を動かす、行政を動かすためには、ある意味、条例、規則、そういうものを整備していくことが必要であるのですが、そういう観点で今まで物を考えてきていなかったということが、今のスポーツ少年団の、時代時代によって波を打ってしまうという現状を引き起こしていると思うのです。

教育長に伺いたいのですが、義務教育である小学校、中学校の中において、義務教育の子供たちを町としてどういうふうにしていきたいのか、先般、インターネットニュースを拝見したときに、全国のCRTの、この間あったと思うのですけれども、その結果が出ていました。その中に、ちょっとおもしろいなと思ったのは、CRTを受けた小学校6年生、中学校3年生の親御さん13万人から無作為にアンケートをとったそうです。そうしたら、成績のいい子と悪い子の差がすごくはっきり出ていて、その結果の違いは何かというと、時間をちゃんと、タイムスケジュールを管理できている子供の成績が非常にいいのだそうです。勉強しなさいとか、褒めて育てるとか、逆に叱って育てる、これもありませんけれども、そこにCRTの結果の差異がなかったというのです。叱り方とか褒め方でなくて、24時間という時間をどういうふうにコントロールしていくかということころが非常に大事だと。

CRTそのものは、全体的な教育の中でも学習能力部分だけを切り取って検査をしているわけですが、義務教育の世界では、それはその子の能力の一部でしかないというふうに考えていて、体力的にも頭腦的にも健康、社会性、そういうもの全体を含めてその子供の能力で、その子供の能力全体を今持っているものよりも1段階、2段階、10段階と上げていくということが義務教育に課せられたものであるし、七戸町の子供たちがそういうふうに伸びて行ってほしいというふうに考えているのです。

そうすると、昔から言われている文武両道という言葉があって、そのもとに我々は心も体も鍛えられてきたのですけれども、結局、文武両道が、何を言いたいかというと、集中と切りかえだと思ふのです。そこでインターネットニュースとすごくリンクする部分があって、そういうことをしっかりやらせるためには、学習面だけではない、体力づくり、スポーツ少年団の活動というものをもっとしっかりする必要があるというふうに考えているのです。

そういう全体的な町の持っている、例えば児童館、小学校では小学校教育というものと放課後の児童館があって、そこまでは町の管轄なのです。その中で組み立てをどういうふうにしていくかによって、子供たちの今後、中学校、高校、大学へ行ってからの伸びが変わってくるはずなのです。なので、そこを1回しっかりと精査して、条例なり規則をつくって組み立てていく必要があると思ふのですが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（松本祐一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） 何かえらく難しい質問を投げかけられてしまったのですけれども、これは明らかに私の教育観というところの部分なのかなと、それを聞きたいのではないのかなというふうに思っています。

時間の使い方というのはすごく大事なことです。でも、時間の使い方をうまくできるようにするためにはということ考えたことはありますでしょうか。これはなかなか難しいのです。こういうのはまずかったかもしれませんが、時間の使い方、我々大人でも

難しいのです。ですから、いつも言うことは、時間の使い方、学校の教師、それから保護者、それから、先ほど言ったスポーツ少年団の指導者、この方々が時間の使い方の観念を持っていないとなかなか難しい。ですから、どこかの一つが欠けてもこれは難しいことになるわけです。

ですから、私は、最終的には親御さんの考え方が、その子のある意味の、何割になるのでしょうか、大方をつくるけれども、その中のスポーツ少年団、学校の先生方の、その間いかけ、その投げかけの中で反応する子供たちもいる。その中で子供は成長していくものだとは私は思っています。

あと、スポーツ少年団に関しては、たしか八戸市はスポーツ少年団はまだやっていません。一部の地域はやってはいますが、それはその地域の教育委員会の方針だと思えますけれども、我が地域においては、そういう形ではやっていないわけです。私もスポーツ少年団の監督をやった記憶は、知っているかと思うのですが、私は、もともとスポーツというものは、時間をきっちり守るべきだという気持ちは持っています。

高等学校でもどのぐらいのスポーツの時間をやっているのかというと、意外とやっていないのです。なぜか、帰りの電車、バスの時間があるからです。野球部は別ですが、大概のスポーツは時間に、私が七戸高校にいたときは、バスは、東北町のほうの六ヶ所のほうから来る子供もいましたので、5時ちょっとで終わりです。あとの残りの子供たちは6時ちょっとのバスで帰る。そういう状況で、もうちょっと練習したいなという子供に関しては、ちょっと残って、送っていくからと。今だったら無理です。そういう状況でやっていました。だから、時間は限られた中でもある程度の実績というのは残せるのです。七戸高校でもベストフォーに入りました。過去はもっと強かったようですけれども、その時間の中でも。

そうになると、指導者の力量が出てくるわけです。指導者の力量をどのように育てていくか、これはかなりの時間がかかると思うので。昨委員がいろいろ部活動指導員について質問していますが、なかなか適合した指導者をつくるということは難しいだろうと思うけれども、これからそれに対して向かっていかなければならない。答えは出ませんが、そういう方向に向かって教育委員会では努力していきます。という回答でよろしいでしょうか。

以上です。

○委員長（松本祐一君） ここで、10分間の休憩とします。11時30分まで。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○委員長（松本祐一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

10番。

○委員（田嶋弘一君） 111ページ、2款1項15目11節、昔はそうだったような気がするのですが、今はどういうふうになったかわからないのだけれども、当初、こ

の上に電気シャトルバス運行业務委託料の前に、新エネルギーということで、電動自転車を約230万円ぐらいでつくったというふうに、私の記憶にあるのですけれども、その活動が今どういうふうな形になって、どこで使われているのかをお伺いいたします。

○委員長（松本祐一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

今その自転車は、交流センターを中心にコミュニティサイクルとして活用して、継続して使っています。

以上です。

○委員長（松本祐一君） 10番。

○委員（田嶋弘一君） この間、野々上のほうにある施設に招待されて行ってきたときに、途中で自転車部隊と会いました。そのときにふと思ったのが、作田集落を通ったときに、来る側はよかったのだけれども、私にしてみれば、行く側に見れば、あの道路は何なのというくらいの設備でありました。あの勾配の下りでやっているから、電動自転車はサイクルにはダウンヒルがあるから最高かなと思っています。場所がどこに載っているかわからなかったから聞いたのですけれども、今では100%ぐらいフルに動いているのですか。

○委員長（松本祐一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

交流センターを中心に、道の駅、ローズカントリー等に配置して、そこでコミュニティサイクルとして使っているのですけれども、観光客あるいは町内の中でサイクリングしたい、移動したい等、特別な条件はつけずに貸し出しております。

以上です。

○委員長（松本祐一君） 10番。

○委員（田嶋弘一君） だから、活動的にはフル回転状況にあるのですかと聞いているのです。

○委員長（松本祐一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） フル回転というのがどういう意味かは別にして、貸し出しの実績はあります。

○委員長（松本祐一君） 10番。

○委員（田嶋弘一君） 意外と車で歩くよりも、自転車というのはいろいろなところが見えるのですけれども、もし私であれば、これからの観光というイメージで、いろいろな形で情報を得なければなりません。ということで、その自転車に乗った人からアンケート、どこに行ってきたか、どういうものを見てきたか、どこがよかったかというのを探れば、我が町の観光的なプランができるし、それをアンケートに、これからまちおこしても、いろいろな形で自然観光ができかと思うのですけれども、その辺のアンケート調査なんかはやっているのですか。

○委員長（松本祐一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

アンケート調査ということではないのですけれども、実際に自転車を使った、いわゆるツアーのパッケージ、商品というのは、実際に観光協会等で利用しています。ですので、利用者からのお話等も聞きながら、さらに進めていきたいと思っております。

また、ことしいる地域おこし協力隊の方も、自転車を利用したツーリズムということで、プラン等を作成して、来年以降に生かしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（松本祐一君） 10番。

○委員（田嶋弘一君） 133ページ、3款1項7目13節委託料、ここで、いろいろな問題が起きたと思うのですけれども、ゆうずらんど指定管理業務委託料ということであるのですけれども、天間林地区のほうにも温泉があつて、使っていたという記憶があるのだけれども、大体同じく700万円、700万円ぐらいだったと思うのだけれども、そこはどこを見れば、老人福祉センター清掃業務委託料のところを見るのですか。

○委員長（松本祐一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（氣田雅之君） お答えいたします。

先ほど、ゆうずらんどは今、社会福祉協議会のほうに委託しております。御質問は、恐らく天間林老人福祉センターのことだと思いますが、こちらは平成29年度から直営で行っております。

以上です。

○委員長（松本祐一君） いいですか。

10番。

○委員（田嶋弘一君） 直営ということは、町が直接やって、そこはどこの分野に入っているのか。

○委員長（松本祐一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（氣田雅之君） お答えいたします。

健康福祉課で管理しております。

以上です。

○委員長（松本祐一君） 2番。

○委員（小坂義貞君） 204ページ、5ページです。10款5項7目8節、講師謝礼という267万円ちょっとですけれども、これはどういう内容の講師を呼んでこの金額になりましたか、説明願います。

○委員長（松本祐一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

こちらの講師謝礼につきましては、こども園、小学校、中学校等におきまして、家庭教育講座というのを実施する場合に、その講師料等の費用をこちらの予算から支出しており

ます。平成29年度の実績ですと、家庭教育講座、30講座、1,071名がこの講座を受講しております。また、そのほか放課後こども教室という事業をやっておりますが、そちらの講師、また、そちらの事業をコーディネートするコーディネーター2名、サポーター5名、そちらの謝金。また、小学生のイングリッシュデイというのを2回ほど実施しておりますが、そちらの講師の謝金等です。そのほか、また、生涯学習課で実施する事業の講師の謝礼というのが、全部ここで一つになっております。

以上でございます。

○委員長（松本祐一君） 2番。

○委員（小坂義貞君） いろいろな講師を呼んで受けたということで。ただ、前ページにも何か所か謝礼という、講師代が入っているのですけれども、何名分の講師の方の謝礼を出したのかわかりますか。

○委員長（松本祐一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部慎一郎君） 何名の講師が延べ人数かということは、済みません、現在、手持ちの資料がございませんので、お答えすることができませんが、家庭教育講座、30講座やっておりますので、そちらの方々には講師として依頼しておりますので、最低30名以上の講師という形になります。正式な人数につきましては、ちょっと今お答えできませんので、御了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（松本祐一君） あと、ございませんか。

4番。

○委員（听 清悦君） 96ページから97ページの2款1項1目19節、中部上北広域事業組合負担金4,800万円弱ですけれども、まず、これは学校給食センターの負担金の東北町との案分の方ではないかと思って、これについて伺います。

私の質問がわかりにくいので、私の考えを先に言うと、町の財政の負担が減ることはもちろん望んでいます。それでいながら、南部縦貫の従業員も含めて、町民の所得が上がることを望んでおります。

質問は、そのためにそういうことができないかということ伺いますけれども、中部上北の予算書から見た場合に、3人の職員の人件費の総額というのが、さまざま含めると1人約847万円というふうになっていまして、調理業務委託料、輸送業務委託料が合計8,736万円というのを作業員25人で単純に割ると1人349万円と。ただ、輸送業務には、トラックの減価償却費、燃料費、さまざまな経費も入るようです。

私もメールで相談を受けたり、直接、親族だという方からも相談を受けて、給料をもっと上げてほしいと言われたのですけれども、私はそれはどうしようもないので、それは社長にお願いしたほうがいいということは伝えました。・・・・・・・・・・・・・・・・

その中で、給食センターを見学したときに、まず第一に気になったのが、学校が長期休

暇で給食をつくらない日というのは、南部縦貫の25人の作業員というのは何をしているのかというのが気になりました。また、午前はみんな忙しく働いている、時間に追われて働いているというイメージは持つのですけれども、午後は、25人も必要なだけの作業があるのかというのが気になります。この点は、やはり経営の効率化という部分では、町も関与している関係で把握しているのではないかなと思うので、その点を伺います。

○委員長（松本祐一君） 休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時43分

○委員長（松本祐一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（高坂信一君） 庁委員の御質問にお答えいたします。

97ページの中部上北広域事業組合負担金、給食センターにかかわる分ではないかということでしたが、これは中部上北広域事業組合の議会費、総務費、監査委員費にかかわる分の負担金でございます。

したがいまして、学校給食センターにかかわる決算につきましては、187ページ、教育費の事務局費の中の負担金、こちらのほうになりますので、述べさせていただきます。

以上です。

○委員長（松本祐一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 中部にかかわることですから私からお答えしますけれども、いわゆる午前、午後をならして必要な人員を雇用しているはずであります。ただし、新しいセンターになって、当然今までよりも機器も新しくなっている関係上、例えば夏休み、冬休みとか、そういったときに、いわゆる給食をつくらない時期、その辺はよく検討しろというふうなことは指示をしております。例えば25人全部正社員ではない。いわゆるパートの職員もいます。それをパートをふやして、必要でないときは雇用を切ったりと、正社員はなかなかそういうことはできないというふうになっていきますので、その辺は十分検討して、新しくなったらなったりの働かせ方というのを合理的にするようにということは指示をしております。

○委員長（松本祐一君） 4番。

○委員（昕 清悦君） 午前の忙しいときにパートをある程度使って対応もしているということだと思います。

私のところにもいろいろ人手不足で、人を貸してほしいというような話もあるので、いろいろな仕事の中に、例えば今は加工でも、カット野菜もふえたりしていて、洗いだとかカットだとか、皮をむく作業だとか、それを考えた場合に、例えば南部縦貫で、給食センターで調理の仕事をしているのであれば、そういった仕事のほうも、それこそ6次産業化の一部しかならないかもしれないのですけれども、組み合わせは可能ではないかなと思っていますので、そういった仕事もふやして、職員の給料を上げる方法で、

町としても提案してはどうかと思いますけれども、それについて町長の考えを伺います。

○委員長（松本祐一君） 町長。

○町長（小又 勉君） これは南部縦貫のこれからの経営方針になると思いますけれども、だんだん銀行取引も再開すると、今度はいろいろな新しいものにチャレンジできると、そういう状況になってきます。そこで、外部でいわゆる仕事を探してやるというのは、これは当然企業としては当たり前のことですので、その辺を参考にしながら、縦貫のほうにもいろいろ提言していきたいと思います。

○委員長（松本祐一君） 10番。

○委員（田嶋弘一君） 最後になりますけれども、商工観光課で地域DMO推進関係ということで活躍しているということなのですけれども、これは、合わせればいろいろな形で、地域、農林課であれ、全てをひっくるめて活動しなければならないということになっているのですけれども、DMO推進関係、これからスタートするわけですけれども、いかに……。

○委員長（松本祐一君） 10番、途中ですけれども、ページ数を提示してください。
10番。

○委員（田嶋弘一君） 9ページで、ことし、関係をやったということで、DMO推進関係ということでスタートしたわけですけれども、この内容については、まだ皆さん深くわからないような形があると思うのです。これは、次にいろいろな形で国際にできるような人材育成に貢献するというで、ことし400万円ぐらい、子供たちの台湾研修ということであるのですけれども、例えば新しく挑戦するのであれば、我が地区にもいろいろな人材を残していくという意味で、本当のまちおこしになるわけなのですけれども、この関連のときでも、一つのニュアンスとして人材をつくるというときでも、例えば新しい発想で、次の世代を残すという意味で、人材の材を変えてみてはと、財産の財にかえるとかいう、その発想が地域のまちおこしということになるのですけれども、先ほども自転車の件でも言いましたけれども、電気自転車も、ただ乗ってそれでいいではなくて、乗った人の情報を集めて、我が町にどれだけいいものがあるか、サイクル、それが今やろうとしているDMOだと思えるのですけれども、正式にはどういう形のDMOなのか、私がしゃべっているのがDMOなのか。

○委員長（松本祐一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） 委員おっしゃっていることも、DMOとしての考え方としては間違っていないと思います。

以上です。

○委員長（松本祐一君） 10番。

○委員（田嶋弘一君） 課長会議でこういうサークルを組んでいろいろな話をすると思うのですけれども、把握しているのは、副町長が一番わかっていると思うのですけれども、

これは田舎体験全てがそうです。町の商工会でも食べ物、この地域にあるもの、それを全部ひっくるめてまちおこしというふうになっていくのですけれども、観光協会が新しく1,000万円か2,000万円か予算を組んでなっているのですけれども、そういう方向づけみたいで進めるのですか。それとも、私にしてみれば、いろいろなことをやっているのですけれども、目に見えてこない。何となく目に見えてこないというのを感じるのです。

例えばこの間、熊本に我々も研修に行ってきました。そういう意味合いで、議員が体験してきた長崎県大村市というところは、黙っていても人が来るようになった。人口がふえて困ると。何でかという原因を聞いたら、さまざまあるのです。我が地区でもやっている田舎体験とか、いろいろなことをやっています。興味があったら復命書でも読んでいただければなど。それが私たちが見てきた観光づくりでありました。そういう意味で、それを私は体験してきたからこそ、今、DMOに関して、これからどういうふうな形でやっていくのかということは今聞いているのです。

○委員長（松本祐一君） 副町長。

○副町長（似鳥和彦君） 委員がおっしゃるDMO、例えば観光一つではなくて、全てのものをトータル的にやっていく、そういう方向で今進んでいます。見えてこないというのは、そうそう簡単には見えてくるものではありません。少しずつ形をつくって、そしていろいろな、商工会なり、例えば団体であれば、いろいろなものを統合しながら、そしてある方向に向かっていく。いずれはこの町もDMOとしてよくなっていくと思います。すぐそう簡単にはできませんので。動いてはいますけれども、これからまだまだ動かなければならないものはありますし、ほかの自治体をまねては、この町の形はつくり得ませんので、この町独自のDMOをつくっていくと、そういう形にしております。

○委員長（松本祐一君） あと、ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本祐一君） 質疑がありませんので、これをもって、平成29年度七戸町一般会計歳入歳出決算書の質疑を終結いたします。

次に、平成29年度七戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

240ページから253ページまでの歳入全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本祐一君） 歳出に入ります。

254ページから269ページまでの歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本祐一君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

7番。

○委員（佐々木寿夫君） 236ページ、237ページ、歳入歳出差引残高が1,817万5,000円、うち基金繰入金が1,871万5,000円。私は国保の会計が法定外繰入金などで、赤字になると思っていたのですが、赤字を埋めていると思っていたのですが、基金繰り入れが1,800万円ほど出ていると。昨年度の決算書を見ると1,100万円が基金繰り入れになっているのです。ところが271ページの財政調整基金の金額を見ると1,108万9,000円ということで、基金繰り入れの金額よりも少なくなっているなど、そういうふうな感じがするので、明らかに少なくなっています。これについて御説明ください。

○委員長（松本祐一君） 町民課長。

○町民課長（天間孝栄君） 佐々木委員の質問にお答えします。

言っている内容を深く理解できないので、もう一度お願いします。

○委員長（松本祐一君） 7番。

○委員（佐々木寿夫君） 236ページの基金繰入額が1,871万5,659円です。271ページのほうに財政調整基金の年度末現在高が1,108万9,000円と、ここも最低でも1,800万円になるのではないですかということで、この関係を。

○委員長（松本祐一君） 町民課長。

○町民課長（天間孝栄君） 佐々木委員の質問にお答えします。

271ページの1,108万9,000円は、前年度、平成28年度の歳計剰余金、残った分を基金に積み立てた分です。236ページにある1,715万6,559円、これは270ページの歳入歳出差し引きの分と同じです。平成29年度の残が1,800万円、平成28年度の残が1,100万円ということになっています。

以上です。

○委員長（松本祐一君） 7番。

○委員（佐々木寿夫君） そうすれば、2年間足して約2,900万円、3,000万円ほどになります。そうすれば、平成28年でも平成29年でも3,000万円ほど調整基金が残っているわけですから、平成30年度の4月から国保会計を高くしているのです。高くする必要がないのではないですか。要するに3,000万円も基金に積み込んでいるわけですから、今までどおりでもいいのではないですか。

○委員長（松本祐一君） 町民課長。

○町民課長（天間孝栄君） ただいまの御質問にお答えします。

平成28年度の歳計剰余金は271ページの約1,100万円です。今年度の269ページを見てください。上から最初の返還金約500万円、これは国に返すお金ですので、平成28年度で実質1,100万円の繰り越ししたのですけれども、翌年度精算になりますので、平成29年度で約500万円返還しておりますので、実質600万円の残になります。

また、平成29年度、270ページで、実質1,870万円残るのですけれども、国保

は6月の実績報告で精算しましたら3,100万円の返還が生じました。これは、今後、12月の補正に計上いたします。よって、前年度の1,100万円と今年度の1,870万円、約3,000万円あるのですけれども、実績報告の結果、3,100万円返還しなければならないので、実質、赤字100万円ということになります。

同じようなことが、333ページの介護のほうを見てください。333ページの介護のほうでも、真ん中辺に返還金というのがあります、2,200万円。国は、翌年度精算になるのです。インフルエンザとかさまざま発生すれば大変ですので、多目に残して、翌年度精算、介護のほうも2,200万円返還ということで、実質的には、国保自体でも実質的には赤字という形になりますので、なかなか税率を下げるわけにはいかない現状があります。

以上です。

○委員長（松本祐一君） お昼ですけれども、会議を継続したいと思います。皆さん。
（「続行」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本祐一君） あと、ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本祐一君） 質疑がありませんので、これをもって、平成29年度七戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、平成29年度七戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

282ページから289ページまでの歳入歳出全般にわたり、発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本祐一君） 質疑がありませんので、これをもって、平成29年度七戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、平成29年度七戸町介護保険特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

300ページから333ページまでの歳入歳出全般にわたり、発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本祐一君） 質疑がありませんので、これをもって、平成29年度七戸町介護保険特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、平成29年度七戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

346ページから353ページまでの歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本祐一君) 質疑がありませんので、これをもって、平成29年度七戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、平成29年度七戸町七戸霊園事業特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

366ページから371ページまでの歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本祐一君) 質疑がありませんので、これをもって、平成29年度七戸町七戸霊園事業特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、平成29年度七戸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

386ページから395ページまでの歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本祐一君) 質疑がありませんので、これをもって、平成29年度七戸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、平成29年度七戸町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

410ページから417ページまでの歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本祐一君) 質疑がありませんので、これをもって、平成29年度七戸町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、平成29年度七戸町水道事業会計決算書の審査に入ります。

これより、質疑に入ります。

426ページから436ページまでの決算全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本祐一君) 質疑がありませんので、これをもって、平成29年度七戸町水道事業会計決算書の質疑を終結します。

それでは、議案第77号全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本祐一君) 質疑がありませんので、これをもって、議案第77号平成29年度七戸町各会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本祐一君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本祐一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案77号平成29年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって、本委員会に審査付託されました事件は、全て終了いたしました。

お諮りします。

本委員会の報告書の作成等は、委員長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本祐一君) 御異議がありませんので、報告書の作成等は委員長一任に決定いたしました。

これをもって、決算審査特別委員会を閉会いたします。

以上で、私の職務は終わりました。

御協力まことにありがとうございました。

閉会 午後 0時07分

以上の会議録は、事務局長原子保幸の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成30年9月19日

委員長